

当市において、私は昨年六月の議会において、市役所の窓口業務の休日の開設について提案しましたところ、早急に庁内プロジェクトチームを組み検討していただき、平成十二年一月より開設していただきました。

また、平成十二年六月議会におきましては、税務課の窓口業務の納税証明書の休日の交付を提案をいたしましたところ、来年一月から交付を開始することになりました。市民の皆様の利便性を図るということを前向きに決定していただいたことに敬意を表したいと思います。

そこで、三ヶ程ほどお尋ねします。まず、一点目の大幡川沿いのゴミの不法投棄についてお尋ねいたします。

近年、環境にやさしいまちづくりがさげばれ、当市においても環境保全を重点課題と位置付け、(グリーンアクションつる)を策定し、施策を展開しておりますが、宝地区の大幡川沿いのゴミの不法投棄の問題については、地区住民の皆さんが大変心配されております。この場所は、宝地区の上水道源地近くであり、また、近辺は保安林となっております。七月から八月ごろは、大型車三台、四トン車二台、計五台で木の根子、枝などを運んでいるとのことです。当市においても「まちをきれいにする条例」ができてきているこの時に、このような投棄は許されなと思います。当局において、どのような指導をしているのかお尋ねいたします。

答

現在は、廃棄物処理を巡る諸問題の中で、不法投棄による環境問題は重要な課題の一つになっております。

本市でも林道や沢等への廃棄物の不法投棄が多く見られ、防止対策や廃棄物処理に苦慮している状況にあります。

このため、本市における環境美化の促進及び景観の保全を推進し、市民の快適な生活を確保することを目的として、ゴミの散乱の防止に必要事項を定めた「都留市まちをきれいにする条例」を制定したところであります。

ゴミの不法投棄の防止や早期発見・処理を行うため、条例に基づく美化推進指導員による監視・指導体制の充実強化を図るとともに、さらに郵便局との協力体制を始め富士急留中央バス(株)、各タクシー会社等民間事業所に通報協力を依頼するなど全市的な取り組みを推進しているところであります。

議員ご質問の「大幡川沿いの林地に放置された伐採根等」についてであります。地域住民の皆様や宝地区の美化推進指導員からの連絡を受け、大月保健所と合同にて現地調査や事業者からの聞き取り調査を行い、この場所への放置は行わないよう指導しているところであります。

指導の中で、事業者からは、破砕処理機の設置を行い、堆肥化等の資源化を進めたい旨の考えも示されており、今後引き続き保健所とともに適切な指導を行ってまいります。



土砂等の土地の埋立について

この埋め立て地は、大幡川沿いにあり、埋めて期間は、平成十二年九月一日から平成十五年八月三十一日まであります。このように長い期間の埋め立てにはその間、いつ、どのような災害がおきるのか分からないと思います。

百ミリ、二百ミリという雨が降った時には大変危険だと思えます。そのすぐ下は大幡川があり、万一、川に土砂が流れ込むようなことがあれば、大災害がおきる危険があります。当局は、どのような行政上の指導をしているのかお尋ねいたします。

答

都留市におきましては本年六月一日から、五百平方メートルを超える土地の埋め立て等を行う場合は、「都留市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」に基づき、土地の埋め立て許可を義務づけ、施工主に対して指導を行っているところであります。

ご質問の埋め立て地につきましては、市内大幡字川原ザス約五千二百平方メートルの山林を盛土して、一万一千立方メートルの土砂を三年計画で搬入し、完成後は資材置場として利用する計画内容で、七月三十一日事前協議書が提出されたものであります。

そのため、市といたしましては当該条例に沿って土地利用調整会議を開催し、土砂の搬入に伴う交通安全対策、周辺地域の災害防

止対策、また施工基準、技術事項等について審議をし、土砂流出防止のための排水施設の設置を義務づける等の条件を付して、八月三十一日許可をいたしましたものであります。

現在、既に相当の建設残土が搬入されている状況にありますが、提出された事業計画内容のとおり災害防止等の安全基準を厳守し工事を進めるよう指導してまいります。

医療生活協同組合都留健康家族倶楽部診療所の土地造成について

この診療所予定地の造成工事は、今年春から始まったようですが私の見るようなところでは、夏から中断しているようにみえます。

過日、私が現地を見たところ、



土地造成場所

一部崩落したところもあり、また、工事場所の中に大幡地区の用水路があります。私はこのような造成工事の場合は、まず、防災工事をしっかりと行ってから工事をやるべきだと思いますが、当局はどのような指導をしているのかお尋ねします。

答

ご質問の土地造成につきましては、平成十二年一月二十日付けで医療生活協同組合都留健康家族倶楽部設立発起人から山梨県へ消費生活協同組合法に基づく医療生活協同組合の設立認可申請がなされ、二月十三日付けで認可を受け工事が進められているものであります。事業の内容につきましては、都留市大幡字マワ窪地内約八千平方メートルの山林を造成し、リハビリ診療所施設を建設するもので、平成十三年四月に完成予定をされているものであります。

本来であればこの地域が、都市計画区域外であり、開発面積が三千平方メートルを超えることから、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき開発申請がなされ、適正な工事の施工及び周辺の災害防止等について指導がなされるところであります。事業目的が病院その他医療施設である建築物については、この申請行為が除外されており、この開発条例の適用を受けないものであります。

したがって、県の開発条例と同様都留市の開発指導要綱にも該当しないことから、土地利用調整会議に準じた関係各課との連絡会議を設置し、進入道路の位置付け

雑排水の処理、給水施設、医療廃棄物の処理、工事施工の際の防災面等について施工主との協議を進めてきたところであります。

既に、隣接する住民から造成工事の際、一部土砂の流入による苦情がありましたのでその対処について指導しておりますが、今後とも健全な生活環境の保全に努めるため、開発区域及びその周辺地域における災害防止工事の徹底を図るよう、施工主に対して指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

市立病院について

問 市立病院が平成二年に開院して以来、市の中核病院として積極的な取組により、当初の二科から現在の十科に増え文字通り市民の与望と期待に添えてきました。その間、残念ながら一部不祥事が生じましたが、大きな事件にならずにまず大過なく今日まできたものと評価して、病院・老健関係者一同に敬意を表するものであります。

現在は第二病棟の建設中でありこれが完了すると来年度は耳鼻咽喉科・産婦人科の増科で、十二科百四十床になり総合病院として益々機能を発揮して市民の期待に添えられるものと思えます。

そこで私がお尋ねしたいのは、増科・増床に伴い常勤の医師・事務職員等の定数増加が必至になってきます。病院事業に従事する職員の数についてお伺いいたします。現在十科でも患者が増加傾向であります。各地の病院で「あつてはならない」「起きてはならない」事故が発生しております。前に述べた様に大過なく今日までできたことは大変な努力が要つたものと思われまます。職員の数が少なければ少数精鋭主義とか言いますけれども仕事が多くなれば職員の数も増えることは当然の事でありま

す。仕事に忙殺されそれが大きな事故につながり取り返しのつかない事にも発展いたします。その保障に多額な費用もかかり、同時に信頼の欠除にもなります。医師は特に人命に関わる事です。各部署にわたり職員の配置に充分な配慮が必要と思われまますが如何ですか。現在職員に対して事故の防止についてどの様な会議があり、また、開かれていくかお尋ねいたします。これは職員間だけでなく当然、警備、清掃、食堂等を委託してある業者間との連絡がなされているものと思われまますがお伺いいたします。このことは単に病院のみならず市役所全体にも連なる事でありまます。

市民サービス・市民への対応についてどの様な職員研修をなさされているかお伺いいたします。



増築された市立病院

答

市立病院は平成二年四月に内科・外科の二診療科とベットの六十床の病院として開院いたしました。同年五月には老人保健施設百床を併設した施設となり、以来多くの市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、疾病構造の変化や多様化する患者ニーズに対応するため、増科・増床を重ね、現在の十科百十五床体制を整備拡充し地域医療を担う中核病院として、市民のための病院として、公共性と経済性をともに発揮しながら、順調に推移してまいりました。

かねてから市民より強く要望のありました産婦人科・耳鼻咽喉科の設置につきましては、議員ご承知のとおり平成十一年度・十二年度の二カ年の継続事業として新病棟建設を進め、年内には工事が完成し、山梨県による新病棟の使用許可検査を受ける予定となっております。

この事業が完了いたしますと、新世紀を迎える平成十三年四月に

は、待望久しかった総合病院としての機能を備えた病床数百四十床・診療科十二科での病院として、新たにスタートをいたすこととなりまます。

今年度の八カ月間の患者動向は、入院患者が延べ二万三千七百八十六人で、一日平均九十七人となり、ベットの利用状況は八四・七％であります。

外来患者は七万三千三百四十人で、一日平均三百六十八人を数え、入院・外来患者ともに年々増加の傾向にあります。

ご質問の増科・増床に伴う職員の確保につきましては、現在の医療スタッフに加え、産婦人科常勤医師一名、非常勤医師一名、並びに耳鼻咽喉科非常勤医師一名の派遣が、山梨医科大学のそれぞれの医局から確約されているところであります。

また、助産婦につきましては、すでに二名を確保し産婦人科開設のための諸準備を進めているところであります。新卒看護婦につきましても七人を内定したところであります。

なお、管理部門であります事務系職員につきましては、施設の拡充に伴い、維持管理に対する職員の確保を行うとともに、病院全体を考えた万全の体制のもと新診療科の診察が出来るよう、各部署における職員の配置に意をもちいてまいります。

次に、事故防止につきましては、院内に組織されており管理会議を始め、医療事故防止委員会・防災対策委員会・感染対策委員

会・医師部会・看護部会・事務部会等、それぞれの立場での研修、協議が定例会を中心に随時実施され、患者の安全確保に努めているところであります。

また、委託業務であります、警備・清掃・給食等に関しましては、月一回の定期打ち合わせを実施しているところであります。年に二回行う防災訓練には委託先職員の参加を義務づけ、病院内に働くすべての職員が一体となって訓練を行い、連携の強化に努めております。

特に給食につきましては、食中毒並びに異物混入等の事故を出さないように、毎日の朝礼での安全事項の確認など、日々意識の高揚を図るとともに、週一回行われる衛生チェック、毎月一回の全員ミーティングでの従業員教育、月二回実施される調理指導・調理器具の点検が、スーパーバイザー、調理インストラクターの指導のもとで実施されております。

病院職員の研修につきましては、全国自治体病院協議会において実施される経営改善研修、病院における接遇研修を始めとした、医療従事者の各部門ごとの研修会への参加と、県内で開催される各種研修会への積極的な対応を図っているところであります。

特に、最近においては院内に講師を招き、患者さんへのサービスの向上と、より一層の病院内のコミュニケーションづくりを目指した、ビジネスマナー研修等を実施し、市民への対応について配慮しているところであります。



また、市全体の市民サービス、市民への応対については職員研修所による各階層の職員研修に参加するほか、平成十年十二月に、各事務部局から推薦された職員や職員組合の代表者などの十八名からなる「都留市職員接遇向上委員会」により接遇マニュアルを作成し、市民への接遇の向上に努めているところであります。

都留文科大新図書館建設について

問 都留文科大新図書館基本構想の学生の意識調査等結果報告をみると、序から六項目にわたりきめ細かく図書館の役割が述べられております。これならば学生にとって環境的にも研究の面においても魅力ある図書館であり、市民にとっても開かれた図書館であると思われました。大学は市にとっても掛け替えのない存在であります。新図書館は今回の建設に際し、他の自治体に対して誇り得る図書館であって欲しいと思

います。聞くところによれば全体で十七億と聞いております。建物がいくら、中味がいくらについてもお尋ねします。

財政問題が全国の自治体にとって大きな課題になっており、その再建に力を尽くしている最中、図書館建設という大きな問題につき当たっているとは言いません。少子化傾向の今日、大学進学の数、生徒の減少は当然だが、都留文科

大学は公立であり立地条件に恵まれており大きな影響を受けておりません。

東北のある私立短大では入学生が定数に達しない場合、国からの補助金が受けられなくなり、そのためその存在を計るために設置されている市では市の職員を十四名、社会人を二十四名入学させるために授業料の半額を負担している事を聞いております。そのために定数の半数以上を維持したと記憶しております。財政困難の時それ程までして大学の存続に力をいれて尽くしている時、都留文科大はその価値を多分から評価され入学希望者は来年度も心配はないと聞いております。

新図書館建設に当たり、市は国からの県からの補助金と起債をどのように申請しているのかお伺いいたします。聞くところによれば、たしかに市側は財政の運用面では努力しているが、図書館の用地購入にも建設にも市からの繰り入れ金を用意していないと聞いております。これでは市が今後大学の発展を期して「新図書館を建設します。また長期計画を構想しています。」と言っても一寸理に合わない様な気がします。これでは表向きはどうであれ、これだけの大事業で市からの繰り出し金がなければ、大学側の不満も当然ではないかと思えます。市と大学とが一体となった図書館こそが、学生のため市民のための図書館だとおもいます。

最近大学入学志望者に当然入学試験



験がありますが近い将来は逆に志望者が大学を選ぶ時が来ると聞いております。市にとって一枚看板の大学に、何処にもない立派な機能をもつ一枚看板の図書館を建設する時ではないでしょうか。ある公立大学のように百三十億円もかけた図書館を造れとはいいません。この際千載一遇のチャンスを見逃すことなく、市も思い切つて出せば同様に大学側もそれに伴う金額を捻出して来るものと私は信じております。

比較文化学科増料を許可した国では同時に増料申請した公立大学に許可を与えませんでした。

都留市に増料した理由の一つは都留市の活性化のためとの事です。それだけ小さな市が持つ大学に国は肩入れをしているものと考えているわけですが。このように理解ある国も今回も同様に新図書館建設に理解を示すものと私は考えております。

繰り返して申し述べますが大学の存続をかけたの事業です。開かれた大学、魅力ある大学図書館建設に基本構想をふまえ、十七億がぎりぎりこれ以上もう出せない無理だとの答弁ではなく、積極的な市長答弁を願います。

答 大学図書館の主な目的は、利用者の学習・教育・研究活動を支援することであり、基本的な機能は、そのための資料収集、保存及びサービスの提供にあるといわれております。

現在の図書館は、昭和五十二年に面積千九百四十八平方メートル、蔵書収容能力十五万冊、座席数二

百七十席の規模にて開館いたしました。その後、学科の増設、専攻科及び大学院の設置などにより、蔵書数が予想を越えて増加し、座席数の削減、図書館外への移動などにより対応してまいりました。が、大学図書館としての機能が十分果たされていない状況であります。

このため、大学教員を中心として「新図書館建設調査委員会」を発足させ、二十数回の会議を開催するとともに、他の大学図書館の視察なども行い、建設に向けて検討してきたところであります。

現在は「新図書館建設委員会」と名称を改め、本学の特色を生かした図書館建設に向け、設計のための基本的条件、方針、機能、利便性の別構成などを検討するなかで、学習、研究図書館、総合・保存図書館、電子図書館、地域図書館として学生、教職員はもとより、市民の要望にこたえられる図書館となるよう、基本設計を策定中であります。

現時点での概要は、長期展望に立つた計画として、鉄筋コンクリート造四階建、延床面積四千四百平方メートル、蔵書収容能力最大四十七万冊、座席数四百五十席から六百席、工費は書庫・書架など家具類を含め概ね十六億六千万円程度であり、平成十五年の完成を目指しているところであります。

また、その財源につきましては、計画的に毎年度、大学公共施設整備基金への積立を行い、平成十一年度末の現在高は約十七億円で、図書館建設用地購入を目的とした

大学用地取得基金の内、用地が安い価格で購入できたための残金約一億円を合わせ、十八億円となっており、十分、建設に対応できると判断しております。

また、国・県補助金につきましても、その補助制度がないことと、起債につきましても、制度上、交付税措置等、発行有利な起債がないことなどにより計画いたしました。

なお、一般会計から大学特別会計への繰出金の額につきましては、現在のところ地方交付税のうち普通交付税の基準財政需要額の算定に用いられる基礎数値である学生数に単価を乗じた額を適用しておりますが、国から市への地方交付税につきましても、基準財政需要額から市税等を算入する基準財政収入額を差し引いた額を交付することになっており、本市においては、その割合は、五割弱という数値になっております。このことから、大学を設置していることによる交付税収入額は、市から大学への繰り出す額の約半分であり、後の半分については、市税等の一般財源を繰り出してしていると解釈でき、毎年度、大学特別会計において、目的を達成するための積立を行うことができる背景は、大学当局の健全財政への積極的な努力と、一般会計からの継続的な繰出金があることが大きな要素であると考えております。

図書館建設に伴う一般会計からの臨時的繰出金については、大学を特別会計として設置している以上、特別会計の原則に基づき運営

していくべきであり、その原則を順守してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、大学周辺には、市民総合体育館、市民プール、楽山球場、うぐいすホールなどを建設し、現在、大学の授業・クラブ等多方面に渡り活用していただいているところであります。

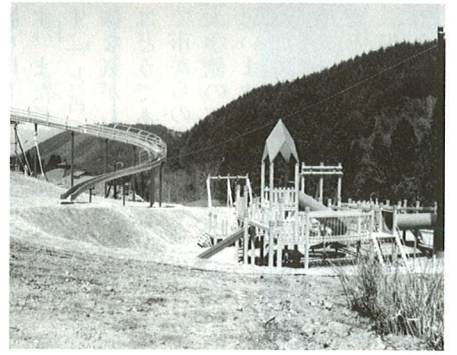
近々には、陸上競技場・サッカー場も完成することにより、学生の皆様にも有効に利用できる施設として、その効果は大きいものと考えており、今後とも大学に対し他方面からの支援を行ってまいりたいと考えております。

和みの里森林公園 について

問 次に芭蕉月待ちの湯と共に造成された遊園地は、遊具も整はない上そのままになっています。市の返事は今年度中とか聞いておりますが未だに手付かず、既に一部遊具は壊れたりペロンキがはげたりしております。大変見ずらくまた場所そのものも狭く、子供の遊び場としては適当とは思えません。

着工時期をお知らせ下さい。温泉の市民の利用度もお知らせ下さい。

答 「都留戸沢の森 和みの里」は温泉を核とした森林公園として、平成八年度から整備を進めているところであります。



「和みの里 森林公園」の遊具広場

としてオープンし、市民の皆様から大変好評をいただいております。

ご質問の遊具広場の遊具につきましては、公園整備のため採択を受けている国庫補助事業の年次計画上、身体障害者用のスロープ・公衆便所等とともに完成予定が平成十二年度となっているため、温泉の開業と同時に遊具広場の供用を開始することができず、工事途中の状態となっております。

このため、一日も早い完成をめざして、補助金交付申請、工事発注の作業を行ない、九月下旬に遊具広場に係る工事を発注し契約を済ませ、現在、遊具の工場製作を進めており、年度内には遊具の設置を完了させ、平成十三年四月から供用開始する予定であります。

平成八年度から十二年度までの林業地域総合整備事業により、芝生広場、遊具広場、駐車場等約二万平方メートルの公園整備を完了することとなりますが、今後は、豊かな自然に恵まれた戸沢の自然環境を生かした公園として市民の皆様が集いながみ、親しめる施設

となるよう順次整備に努めてまいります。

なお、温泉施設「芭蕉 月待ちの湯」への入館数は、十一月三十日現在で、市内二万六千九百二十二人、市外八千九百七人の合計三万五千八百二十九人、一日平均三百二十六人となっております。当初の予想を上回る入館者数となっております。

今後とも市民の皆様のおふれあいのもと心と体に安らぎを与え、健康増進施設として末長く愛されるよう努力してまいります。

介護保険の改善を

問 全国の自治体が介護保険のとりくみで大変苦労しているようです。都留市の場合、介護サービスの利用状況については介護保険実施前との比較で相当の伸びを示しているようで、この点では関係者、関係職員の努力の結果であると思えます。

市長は所信表明のなかで「行政がサービス提供者やサービスの内容を決定する措置制度」から「利用者自ら決定する利用制度」への移行と位置づけていますが、医療分野とあわせて高齢者の負担が相当高くなっており、負担できない場合は制度からはじきだされる危険を伴っていることはこれまで何度も論じているところです。行政の側は制度の周知徹底を図ってきたつもりでも、十月からの保険

料徴収には高齢者から驚きの声が上がっています。

十二月の広報で現状について知らせています。この中で介護サービスの利用状況について、介護保険実施前との比較で利用限度額と実際の利用額の関係は全国平均で四〇%前後であるのたいし、都留市の場合には要支援を除けば二五%程度となっております。広報では負担問題がありそうだとコメントしています。利用額が低いというなかには、介護は家族でという意識の表れもあると思いますが、負担の問題もあると思います。しかし、これは制度の根幹にかかわる問題です。在宅サービスでは、たとえば要介護五の人が限度額三十五万八千三百円にたいして八万八千五百円しか使わない、これは要介護一の限度額十六万五千八百円の半分にも満たない額です。これでは介護に段階を設けた意味がありません。これは制度そのものの持つ欠陥であり、将来的にはこの段階を取り払い、ニーズに応えたサービスを提供する方向に進むことにならざるを得ないと思われま

す。利用料の負担がこの利用額を押し下げる原因になっているとしたら利用料の軽減措置の具体化にさらに本格的なとりくみが求められているのではないのでしょうか。現時点での当局の判断を問うものです。また前にもふれましたが、保険料の軽減措置についても明確な規定を設けるよう求めます。自治体の保険料軽減措置にたいして国はペナルティーを課さないことにしました。これはさらに一歩進め

て、軽減措置にたいする国の負担を要求することが必要ではないでしょうか。

つぎに、特別養護老人ホーム建設の申請が県で却下されましたが今後の見通しはどうでしょうか。

市立病院の入院患者や老人保健施設の入所者を見ると内実として特養ホームの増設の必要性はより高まっているのではないのでしょうか。県の基準にどの程度の妥当性があるか疑問であり、施設のさらなる増設を要求していくべきではないかと思えます。

関係者、関係団体とよく協議し、共同して県に働きかけるべきだと思いますがいかがでしょうか。

答 介護保険制度がスタートして八カ月が経過し、サービス利用者数も着実に増えており、大きな混乱もなく、まずまずのスタートができたものと考えております。

九月末現在の申請者は六百三十五人で、事前に見込んでいた六百六十一人に対し九六%の割合となっております。認定を受けた方は五百十三人で、その内四百二十四人八二・七%の方が何らかの介護サービスを受けており、四月のスタート時の六六・一%と比較して、大きく伸びている現状となっております。

まず最初に、介護サービスの利用料の軽減についてであります。介護保険料及び利用料の軽減につきましては、一貫して国に要望しているところでありますが、本市では独自の低所得者対策として、国・県が助成の対象としているも